

千葉県報

号外
令和5年3月1日

主要目次

- 疑似患畜の発生
- 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく豚等の移出の制限

一 一

告

示

千葉県告示第七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患畜の発生の届出があった。

令和五年三月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	頭数	発生場所	発生年月日
豚熱	疑似患畜	豚	一〇〇	匝瑳市今泉	令和五年三月一日

千葉県告示第七十一号

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、豚及びその死体並びに豚熱の病原体を広げるおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。

令和五年三月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

区	域	期間
令和五年千葉県告示第七十号（疑似患畜の発生）で公示した疑似患畜の発生の届出に係る発生場所		当分の間

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八